

平成22年11月24日

各課等の長 殿

財 政 課 長

平成23年度予算編成に対する基本的な考え方について(依命通達)

平成23年度予算編成に対する基本的な考え方については、目下のところ国の予算、地方財政計画など未確定であるが、現段階における経済の動向、地方財政及び町財政の見通しのうえにたち、今般次のとおり「平成23年度予算編成に対する基本方針」が定められたので、その趣旨にのっとり予算見積りを行ってください。

平成23年度予算編成における基本方針

【国の経済動向・財政状況】

国内の経済動向は、海外経済の改善や各種の政策効果を背景に、企業の収益は改善し、業況判断も改善に向かっているが、先行きについては慎重な見方が広がっている。このため、景気は足踏み状態となっており、雇用情勢もこのところ持ち直しの兆しは見られるものの依然として厳しい状況にあります。

次に国内の財政状況においては、平成22年7月22日に政権交代後初めての本格的な編成となる平成23年度予算編成方針が閣議決定されました。その内容は、配分割合が固定化されている予算配分について省庁を超えて大胆に組み替えることで、財政規律を維持しつつ、ムダづかいの根絶の徹底や不要不急な事務事業の大胆な見直しにより、新たな政策・効果の高い政策に財源を重点配分するとしたものであります。この方針には、地方自治体の予算編成に重大な影響をもたらす地域主権戦略大綱(平成22年6月22日閣議決定)に則った国庫補助金等の一括交付金化が含まれていますが、平成23年度から2年間、1兆円規模を導入する方針を固め、平成23年度については都道府県分の補助金が対象となる見込みであり、対象事業の検討に随時していく段取りとなっています。また、昨年度より実施された事業仕分けが平成22年10月27日より始まり、特別会計と昨年度廃止等の判定を受けた事業の再仕分けが行われており、判定結果の多くが改めて、廃止、見直し及び予算削減といった厳しい結果となり、行政刷新会議は事業の廃止や国の平成23年度予算の概算要求額の縮減などを求めていく方針を示しており、地方自治体の財政状況は極めて不透明で厳しい状況となることが予測されます。

【本町の財政状況】

平成20年度より「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行に伴い、特別会計、企業会計及び一部事務組合などを連結した負債の比率等の新たな財政指標が設けられました。平成21年度から指標を超える団体は早期健全化計画や外部監査等を義務づけられ、起債の制限を受けることになります。本町の21年度決算に基づく財政健全化判断比率は、実質赤字比率及び連結実質赤字比率が黒字のため未計上、実質公債費比率15.1%、将来負担比率124.8%であり、早期健全化基準を下回っているものの、いずれも県平均よりも高い数値であり、歳入にしめる公債費の割合が高い状況であります。また、経常収支比率においても、平成21年度82.4%と高い状況であり、財政構造の弾力性に欠けている状況となっています。

また中長期的には、平成27年度をもって普通交付税及び臨時財政対策債の合併特例法の特例措置が終了し、平成28年度より5年をかけて段階的に削減されます。平成22年度実績では、合併算定替分は10億3,137万3千円と算定されました。今後この算定額の削減に対して、財政調整基金等の充当可能財源を充てた場合、平成31年度には充当財源が底をつく事態も想定されており、財政の抜本的な見直しが急務の課題となっています。

【平成23年度の財政見込み】

歳入では、現在総務省の「2011年度地方財政収支の8月仮試算」によると、地方税を対前年度比1.3%増とする一方で、臨時財政対策債は対前年度比2.8%減、地方交付税は出口ベースにおいて対前年度比0.2%の減としています。その結果、地方税、地方譲与税、特例交付金、地方交付税、臨時財政対策債を合わせた一般財源において、対前年度比0.0%の同額としています。

しかし、国の経済動向・財政状況でも示したとおり、事業仕分けを踏まえて年度末に向けて国の予算要求においては厳しいものになると想定し、臨時財政対策債は対前年度比15.0%減の約9千5百万の減、地方交付税は対前年度比2.0%減の約7千万の減など、あわせて合計1億7千万円あまりの一般財源不足を見込んでいます。さらに、国庫補助金等の一括交付金化に伴い、国庫補助金交付額の圧縮に伴う削減も想定されることから、23年度の財政状況は極めて厳しい状況が予測されています。

歳出においては、少子高齢による扶助費の増加、公営企業及び特別事業会計への負担金や繰出金の増加も予想され、厳しい財政状況が続くと考えられます。しかしながら、町民からは多種多様な住民サービスへの要望が寄せられています。そのため、平成23年度は合併して6年目を迎えるにあたり、合併特例法の特例措置の適用終了後の財政運営も視野に入れて財政の健全化を図りながら、限られた財源の中で第1次総合計画に係る事業を的確に実施していかなければなりません。

【予算編成方針】

本町は、合併特例法の特例措置の適用終了後の財政状況を踏まえ、事務事業の見直しを行い、経常経費の削減に努め、合併後の新しいまちづくりを推進しなければならない。このことを全職員が再認識し、限られた財源で最大の効果が得られるよう、次のとおり平成23年度の予算編成を行う。

1. 年間総計予算編成

平成23年度当初予算は、年間総計予算編成とする(補正計上を予定しているものでも見込みで要求のこと)。補正予算は、特定の場合を除き災害発生、法制度改定、突発的な事由等により生じたものに限定します。

2. 計画等に基づいた予算編成

(1) 第1次市川三郷町総合計画に基づいた予算編成

①地域の課題など総合計画に掲載されているものを把握し着実に遂行すること。その上で厳しい財政を踏まえつつも優先度、緊急度を十分に吟味したうえで予算に反映させること。

②新規施策事業については、スクラップアンドビルドの原則に基づき、既存事業の徹底した見直しを行なったうえで計上すること。

(2) 合併特例法の特例措置の適用終了後を想定した予算編成

・歳出削減へ向けての全庁体制による取り組み

①所管する事務事業については、事業の必要性、事業効果、行政と民間の適切な役割分担、合併効果など総合的な見地から抜本的な見直しを行い、不要不急な事業を積極的に廃止や事業費の削減を行うこと。

また、所管する施設の今後のあり方についての検討を行うこと。

②経費削減にあたっては、全庁あげて努めているところであるので、事業に伴う経費から物品の購入、資料の印刷等事務費に至るまで、徹底的に見直しを図るものとし、歳出額の削減を目指すこと。

③補助金等については、平成20～22年度実施の審査委員会の審査結果に基づいた予算要求を行うこと。また、新規補助金については、審査委員会に諮りその判断に基づいた予算要求を行うこと。

④税、使用料及び負担金等については、適正な徴収率等を考慮した予算要求を行うこと。

(3) 公債費負担の適正化に向けた予算編成

地方債においては、各会計の残高が多額になっているため、発行の抑制を図り、繰上償還を実施し実質公債費比率の抑制に努める。また交付税措置等のある有利な起債を活用すること。

(4) 公営事業及び公営企業の経営健全化を目指した予算編成

繰出金において繰出基準以外のものについては、その必要性、緊急性、事業効果等を徹底した見直しを行うこと。

(5) その他編成

国県支出金については、一括交付金化及び国県等の予算が未確定であるため、制度の新設改訂が確実なものを除き、原則として現行制度により編成すること。ただし、補助金等が廃止され交付税算入される場合を除き、廃止、圧縮に係わる一般財源振替は行なわないこと。

3. 予算編成注意事項

- ① 投資的経費、新規ソフト事業においては、事業実施計画のヒアリングから予算計上の指示を受けたものを順次見積もること。

特に町債充当事業においては、「公債費負担適正化計画等」により借入目標額を設定しているので、極力事業費を抑制し事業年度を延長するなどの措置も考慮に入れる。財源、必要度及び緊急度を考慮した上で査定します。

- ② 義務的経費(人件費、扶助費、公債費)は、所要額で見積もること。

ただし、状況に応じて査定することもあり得る。特に、扶助費においては、人数等の基礎数値をしっかりと把握すること。また、見直しができるものについては、事前に町長及び関係各課長と協議をしておく。

- ③ 義務的経費を除く経常経費

厳しい財政状況を踏まえて、特に需用費(光熱水費及び燃料費を除く)、役務費(保険料を除く)、委託料、原材料費、備品購入費については、

一般財源ベースで昨年度の予算額の98%以下

としてもらいたい。その他についても、一般財源ベースで昨年度の予算額を下回るよう予算要求を行ってもらいたい。

- ④ 特別会計、企業会計も上記のことを厳守するものとする。

特別会計においては、一般会計からの繰入金を要求するときにおいて、会計の赤字額をより鮮明にするため、

予算要求書の歳入繰出金項目の要求内容説明欄に繰出基準で算定した繰入金と繰出基準以外の経費を分けて見積もること。

【一般的事項】

※ 各会計においては使用料などの収入の確保を図り収支の均衡を図ること。

※ 起債事業を実施する会計においては、熟慮して予算要求を行うこと。

※ 医療介護給付費等においても、伸び率等勘案して編成すること。

- ⑤その他

※予算が絡む事業変更または突発的事項等については、多額な財源の確保も必要になる可能性があるため、調整会議にかけ担当課だけの判断をしない。

【試算1】 普通交付税の合併算定替の削減に伴う充当可能財源の状況

(単位:千円)

項 目	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度
合併算定替の増加額(H22年度算定額) A	813,862	732,476	569,703	406,931	244,159	81,386	0
合併算定替の増加額(H27年度)に対する不足額 B	0	81,386	244,159	406,931	569,703	732,476	813,862
前年度概算繰越金 C	取崩額	0	81,386	244,159	209,254	0	0
	年度末残高	534,799	453,413	209,254	0	0	0
財政調整基金残高 D	取崩額	0	0	0	197,677	479,556	0
	年度末残高	677,233	677,233	677,233	479,556	0	0
減債基金残高 E	取崩額	0	0	0	0	90,147	247,189
	年度末残高	337,336	337,336	337,336	337,336	247,189	0
充当可能財源 F(C~E)	取崩額	0	81,386	244,159	406,931	569,703	247,189
	年度末残高	1,549,368	1,467,982	1,223,823	816,892	247,189	0
充当可能財源の年度末残高－合併算定不足額G(F－B)	1,549,368	1,467,982	1,223,823	816,892	247,189	▲ 485,287	▲ 813,862

* CからEのH27年度末残高については、H21年度末残高を引用

【試算2】 普通交付税と臨時財政対策債の合併算定替の削減に伴う充当可能財源の状況

(単位:千円)

項 目	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度
合併算定替の増加額(H22年度算定額) A1	813,862	732,476	569,703	406,931	244,159	81,386	0
合併算定替の増加額(H27年度)に対する不足額 B1	0	81,386	244,159	406,931	569,703	732,476	813,862
臨時財政対策債の増加額(H22年度算定額) A2	217,511	195,760	152,258	108,756	65,253	21,751	0
臨時財政対策債の増加額(H27年度)に対する不足額 B2	0	21,751	65,253	108,755	152,258	195,760	217,511
合併算定替終了後の不足額 B1+B2	0	103,137	309,412	515,686	721,961	928,236	1,031,373
前年度概算繰越金 C	取崩額	0	103,137	309,412	122,250	0	0
	年度末残高	534,799	431,662	122,250	0	0	0
財政調整基金残高 D	取崩額	0	0	0	393,436	283,797	0
	年度末残高	677,233	677,233	677,233	283,797	0	0
減債基金残高 E	取崩額	0	0	0	0	337,336	0
	年度末残高	337,336	337,336	337,336	337,336	0	0
充当可能財源 F(C~E)	取崩額	0	103,137	309,412	515,686	621,133	0
	年度末残高	1,549,368	1,446,231	1,136,819	621,133	0	0
充当可能財源の年度末残高－合併算定不足額G(F－B)	0	1,446,231	1,136,819	621,133	▲ 100,828	▲ 928,236	▲ 1,031,373

* CからEのH27年度末残高については、H21年度末残高を引用